

# 第3次三条市食育の推進と 農業の振興に関する計画 【R6～R11】

〔令和6年度の主な取組について〕  
【修正版】

# 1 計画の体系

## 基本理念

「食と農が支える健康で心豊かに暮らせるまち」

市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすことができ、その健康な暮らしを支える農業が持続的に発展する豊かで住みよい生き生きしたまちを目指します。

基本的視点	基本方針	主要施策	主な取組
1 食を通じた健康づくり	(1) 望ましい食習慣の定着	心身の健康のための適切な栄養摂取の推進	①保健事業等における健康教育の実施 ②子どもと保護者に対する食育の充実 ③米飯給食の実施
		減塩の推進	①減塩に関する健康教育や食環境整備の推進 ②企業における食に関する健康教育の充実
		共食の推進	①地域と連携した高齢者の共食機会の創出 ②家庭における共食の普及啓発
		和食文化の推進	①保育所や学校の給食を活用した和食文化の啓発 ②関係団体と連携した和食文化の啓発
	(2) 食育推進の意識向上	食育の理解促進	①企業や関係者と連携した食育の推進 ②ICT等を活用した食育の推進
2 食と農で豊かな暮らしの実現	(1) 地域の農産物及び農業への理解促進	地産地消の推進	①食育活動や農業体験等を通じた消費者と生産者等の交流 ②地場農産物の浸透
		農地、農村の維持	①多面的機能を支える共同活動への支援
		心身の健康のための適切な栄養摂取の推進〔再掲〕	①保健事業等における健康教育の実施〔再掲〕 ②子どもと保護者に対する食育の充実〔再掲〕 ③米飯給食の実施〔再掲〕
3 持続可能な農業基盤の確立	(1) 農業所得の向上	水田農業の高収益化	①担い手への農地の集積、集約の促進 ②収益性の高い園芸作物への転換、拡大の支援
		農産物の高付加価値化	①情報発信、販売促進活動の実施 ②環境と調和した農業の推進 ③ふるさと納税を活用した情報発信 ④下田産米の高付加価値化、ブランド力の向上
	(2) 果樹農業の振興	競争力のある果樹産地の育成	①関係機関や生産者と連携した担い手の確保 ②プロモーション活動の実施 ③ふるさと納税を活用した情報発信
	(3) 中山間地域農業の振興	農地、農村の維持〔再掲〕	①農業生産基盤の維持等への支援 ②多面的機能を支える共同活動への支援 ③侵入防止、捕獲、共生環境整備等による総合的な有害鳥獣対策の推進

## 2 基本方針別の主な取組及び評価指標

### 1 食育の視点 食を通じた健康づくり

#### 基本方針(1) 望ましい食習慣の定着

##### 【主要施策】

※共食とは、「家族や友人と一緒に食事すること」で、必要に応じて感染症の対策を行って取り組みます。

項目	主な取組
<b>心身の健康のための適切な栄養摂取の推進</b> 適切な栄養の摂取に優れている「米飯を主食とした主菜、副菜がそろった食事」の実践に向けて、個人の健康に対する関心度やライフステージに応じた取組を推進する。	①保健事業等における健康教育の実施 ②子どもと保護者に対する食育の充実 ③米飯給食の実施
<b>減塩の推進</b> 適塩の啓発活動を推進するとともに、おいしく、適切な塩分量の総菜及び食事を市内小売店や飲食店で提供する等の食環境の整備等を行う。	①減塩に関する健康教育や食環境整備の推進 ②企業における食に関する健康教育の充実
<b>共食※の推進</b> 高齢者の孤食解消及び子どもの心身の健康づくりのために、家庭での共食を推進する。	①地域と連携した高齢者の共食機会の拡大 ②家庭における共食の普及啓発
<b>和食文化の推進</b> 和食文化を次世代に伝えるため、給食の活用や地域の関係者との連携により啓発を行う。	①保育所や学校の給食を活用した和食文化の啓発 ②関係団体と連携した和食文化の啓発

##### 【評価指標】

※参考値は、指標項目と質問項目が異なるため比較できない。

主要施策	指標項目	策定時 (R4年度)	R5年度	目標値 (R11年度)	
心身の健康のための適切な栄養摂取の推進	朝食の主食に米飯を食べる者の割合（20歳以上）	58.3%	59.4%	64%以上	
	主食、主菜、副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	20歳以上	76.3% (※参考値)	-	令和6年度以降に設定
		中学1年生	51.4% (※参考値)	-	
	朝食を欠食する中学1年生の割合	4.5%	5.2%	4%以下	
減塩の推進	高血圧の者の割合(140mmHg以上または90mmHg以上にある者の割合)	24.8%	23.2%	20%以下	
	平均塩分摂取量（20歳以上）	8.5g (※参考値)	-	令和6年度以降に設定	
	食環境整備に協力する民間企業等の店舗数	23店舗	26店舗	45店舗	

主要施策	指標項目	策定時 (R4年度)	R5年度	目標値 (R11年度)
共食の推進	共食の機会が週1回以上の者の割合	69.5%	—	75%
	平日の朝食又は夕食を家族と一緒に食べる回数が週7回以上の中学1年生の割合	86.5%	85.9%	90%以上
和食文化の推進	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている者の割合※	74.2% (※参考値)	—	令和6年度以降に設定

※市の健診や保育所及び小中学校のPTA行事の際に実施したアンケート調査において「和食の食事作法を伝えている」と答えた人の割合

## 【令和6年度の主な取組】

### ➤ 心身の健康のための適切な栄養摂取の推進

#### 【令和5年度の状況】

- 保育所食育推進事業における食育講話を実施した。(29施設、参加保護者数544人)
- 学校食育推進事業における食育授業を市内全小中学校・義務教育学校、市内公立高校4校で実施した。(参加者数:児童697人、中学生徒678人、高校生徒603人)
- 健診会場において栄養バランスに配慮した食事についての啓発を実施した。(延べ22会場、3,389人)
- 子育て世代が家庭でバランスに配慮した食事を実践する手法として、料理レシピ投稿・検索サービス「クックパッド」の三条市のページにレシピを公開(年間閲覧数341,127回、掲載メニュー数74)し、給食だよりや事業等で情報発信を行った。
- 市内スーパーに年4回レシピを設置した。(市内スーパー16店舗)

#### 【課題】

- 主食、主菜、副菜をそろえて食べる人の割合が他の年代に比べて20～40歳代で低いため、この世代に働きかける必要がある。
- 20～40歳代は仕事や子育てで忙しいことから、調理に時間がかからないレシピが求められている。

#### 【今年度の取組】※括弧内数字は、P1、2の「主な取組」の番号(以下同様)

- 保育所及び学校食育推進事業、保健事業等において、栄養バランスに配慮した食事について啓発する。(①)
- 子どもの食事に関する相談事例の検討を行い、貧困などの要因から適切な栄養の摂取ができていない子どもの背景を整理する。(①)
- 20～40歳代でも取り入れやすい、簡単メニューや時短メニューの提案をクックパッドを活用して行う。(②)
- 栄養バランスに配慮した食事を提案したレシピを作成し、引き続き市内スーパーに年4回設置する。(②)
- 学校給食では、主に米飯を主食とした給食を提供している。(③)

## ➤ 減塩の推進

### 【令和5年度の状況】

- 保育所食育推進事業や保健事業、健診会場等において適塩の啓発を実施した。(延べ106回、5,705人)
- 市内企業3社と連携して従業員への推定塩分摂取量調査や健康教育を行った。(塩分調査:延べ7回、208人、健康教育:延べ11回、322人)
- 減塩作戦の協力店舗が3店舗、「健康な食事(通称:スマートミール)・食環境」認証制度の新規認証店が1店舗それぞれ増加した。
- 「UMAMI SANJO」ロゴマークの認知度は昨年度から13.6ポイント増加し、37.1%であった。

### 【課題】

- 1日の塩分目標量を知らない働き世代の割合が多いことから、個人の塩分摂取量が見える化し、塩分摂取に関心を持たせる必要がある。
- 減塩惣菜の目印として、「UMAMI SANJO」ロゴマークの啓発を行い、少しずつ認知度は上がってきたが、今後も市民の認知度を上げていく必要がある。
- ロゴマークの認知度を高めていくため、減塩作戦の協力店舗を増やす必要がある。

### 【今年度の取組】

- 保育所食育推進事業や保健事業等において適塩の啓発を行う。(①)
- 塩分摂取量を知ること、減塩に対する意識を高めてもらうため、セット健診受診者、市内企業の従業員に対して推定塩分摂取量調査を実施する。(①、②)
- 引き続き市内スーパーに年4回レシピを設置し、適塩の料理や塩分の目標量などの健康情報に市民が触れる機会を増やす。(①)
- 減塩作戦やスマートミールに関心のある企業等に事業協力の依頼を行う。また、計画的にSNS等で情報発信を行う。(①)
  - ▶減塩作戦協力企業及び店舗:5店舗(予定)を新規に追加する。
  - ▶スマートミール認証:2店舗(予定)を新規に追加する。

## ➤ 共食の推進

### 【令和5年度の状況】

- 保育所食育推進事業において、共食等についての保護者講話を実施した。(29施設、参加者544人)
- 高齢者の共食推進事業を食生活改善推進委員協議会に委託し実施した。(延べ12会場、参加者156人)
- 公民館で飲食店のケータリングサービスを利用した「公民館で料亭の味」を実施した。(2会場、参加者19人)
- 三条別院のイベントと連携して共食の取組を実施した。(延べ11回、参加者約190人)

### 【課題】

- ・ 家族と一緒に食事する回数が週7回以上の児童生徒の割合が減少したため、子どもの共食の大切さを保護者に伝える必要がある。
- ・ 共食の実施を継続できるようにするため、集いの場や民間等が主体となって共食に取り組めるよう支援する必要がある。
- ・ 集いの場は参加者が固定化する傾向にあるため、公共施設や地域の寺院等を活用し、気軽に参加できる共食の場づくりが必要である。

### 【今年度の取組】

- ・ 保育所及び学校食育推進事業の中で、引き続き保護者に子どもの共食の大切さについて周知する。(②)
- ・ 食生活改善推進委員協議会や生活支援コーディネーターと連携し、地域の集いの場の主催者等が主体となって共食に取り組み、高齢者の共食が定着するように支援を行う。(①)
- ・ 公民館で飲食店のケータリングサービスを利用した「公民館で料亭の味」を実施し、共食の場を提供する。(①)
- ・ 三条別院と連携し、イベント等において共食の取組を実施する。(①)

## ➤ 和食文化の推進

### 【令和5年度の状況】

- ・ 保育所(園)及び学校において、米飯を中心とした和食やマナー等の周知を実施した。(保育所食育指導:27施設 延べ2,547人、学校食育授業:市内全小中学校・義務教育学校、児童697人、生徒678人)
- ・ 保育所(園)の食育指導時の調査から、箸を正しく持つことができる5歳児の割合は、年度当初から15.5ポイント増加し、31.6%であった。
- ・ 公民館で飲食店のケータリングサービスを利用した「公民館で料亭の味」を実施し、その中で和食の調理法についての講話を行った。(2会場、参加者19人) (再掲)

### 【課題】

- ・ 和食の食事作法を伝えている保護者の割合は83.2%であった。一方で、箸が上手に使えない児童が増えており、「箸の持ち方」を始めとした食事作法について、家庭とや保育所(園)と連携して指導していく必要がある。
- ・ 米飯を主食とした和食を推進してきたが、主食の選択肢が多様化している中、市民が和食に関心を持つきっかけとなる取組を行う必要がある。

### 【今年度の取組】

- ・ 引き続き保育所(園)及び学校における食育活動において、箸の持ち方の指導を行う中で、家庭でも践しやすい内容にし、和食の食事作法を伝える。(①)
- ・ 和食文化普及月間に合わせて公民館で飲食店のケータリングサービスを利用した「公民館で料亭の味」を実施し、和食文化の啓発を行う。(②) (再掲)
- ・ **新規** 和食文化継承の取組を三条まんま塾に委託し、連携して和食文化の啓発に取り組む。(②)

## 2 基本方針別の主な取組及び評価指標

### 基本方針(2)

### 食育推進の意識向上

#### 【主要施策】

項目	主な取組
<b>食育の理解促進</b> 市民が楽しみながら食に関心を持てるよう、保育所や学校、民間事業者、地区組織など様々な関係者と連携し、体験活動等を取り入れた取組を推進する。	①企業や関係者と連携した食育の推進 ②ICT等を活用した食育の推進

#### 【評価指標】

主要施策	指標項目	策定時 (R4年度)	R5年度	目標値 (R11年度)
食育の理解促進	食育に関心を持っている者の割合※	76.3%	79.7%	83%以上
	食環境整備に協力する民間企業等の店舗数(再掲)	23店舗	26店舗	45店舗

※市の健診や保育所及び小中学校のPTA行事の際に実施したアンケート調査において「食育に関心を持っている」と答えた人の割合

#### 【令和6年度の主な取組】

##### ➤ 食育の理解促進

##### 【令和5年度の状況】

- 地産地消推進店に実施した「健康な食事提供及び食育の取組状況に関する調査」結果から、「健康情報等の掲示の取組で既に実施している又は今後協力できる取組がある」と回答した店が合わせて64店舗であった。
- 減塩作戦の協力店又は「健康な食事(通称:スマートミール)・食環境」認証制度に登録する店舗数は昨年度より3店舗増加し、26店舗となった。
- 減塩作戦の協力店と連携して、健康講座等を実施した。(2会場3回実施、参加者延べ37人)
- 日常的な外出先において食に関する情報を提供するため、市内スーパーに年4回レシピを設置した。(市内16店舗)
- 市内企業3社と連携して従業員への推定塩分摂取量調査や健康教育を行った。(塩分調査:延べ7回、208人、健康教育:延べ11回、322人)

**【課題】**

- 「UMAMI SANJO」ロゴマークの認知度を高めていくため、減塩作戦の協力店舗を増やす必要がある。
- 従業員の健康に配慮した企業経営(健康経営)と連携した健康教育など、企業や関係団体と行政が連携した食育の取組を推進する必要がある。

**【今年度の取組】**

- 企業と連携して従業員への推定塩分摂取量調査及び健康教育を実施する。(2企業、約300人を予定)(①)
- 減塩作戦を飲食店に拡大し、スマートミールに関心のある店舗を中心に事業協力の依頼を行う。また、計画的にSNS等で情報発信を行う。(①、②)
  - ▶減塩作戦協力企業・店舗：5店舗(予定)を新規に追加する。
  - ▶スマートミール認証：2店舗(予定)を新規に追加する。
- 「UMAMI SANJO」ロゴマークの認知度を上げるため、減塩作戦協力店舗と連携して啓発の取組を行う。(①)
- 引き続き市内スーパーに年4回レシポを設置し、適塩の料理や塩分の目標量などの健康情報に市民が触れる機会を増やす。(①)



## 2 基本方針別の主な取組及び評価指標

### 2 食育と農業の視点 食と農で豊かな暮らしの実現

#### 基本方針(1) 地域の農産物及び農業への理解促進

##### 【主要施策】

項目	主な取組
<b>地産地消の推進</b> 食料や農業を取り巻く環境とその課題を生産者や食品関連事業者、消費者で共有し、共に考え支え合う風土づくりが重要であることから、それらの交流機会の充実を図る。 また、地域農作物への関心の向上及び需要の喚起に取り組む。	①食育活動や農業体験等を通じた消費者と生産者等の交流 ②地場農産物の浸透
<b>農地、農村の維持</b> 適切に農業生産基盤を維持するとともに、農業が持つ多面的機能が発揮されるよう、農業用施設の長寿命化、質的向上を図る共同活動を支援し、地域農業への理解を促進する。	①多面的機能を支える共同活動への支援
<b>心身の健康のための適切な栄養摂取の推進(再掲)</b> 適切な栄養の摂取に優れている「米飯を主食とした主菜、副菜がそろった食事」の実践に向けて、個人の健康に対する関心度やライフステージに応じた取組を推進する。	①保健事業等における健康教育の実施 ②子どもと保護者に対する食育の充実 ③米飯給食の実施

##### 【評価指標】

主要施策	指標項目	策定時 (R4年度)	R5年度	目標値 (R11年度)
地産地消の推進	農業体験事業参加者数	委託：75人 サンファーム：475人	408人	550人
	地産地消推進店登録数	208店舗	209店舗	220店舗
	地場農産物の売上額(インショップ、直売所)	8.7億円	-	9億円
農地、農村の維持	多面的機能支払制度取組率	95.1%	95.1%	95.1%

## 【令和6年度の主な取組】 ※再掲項目は省略

### ➤ 地産地消の推進

#### 【令和5年度の状況】

- 農業体験交流センター「サンファーム三条」における農業体験・講座を実施した。
- 三条まんま塾への委託事業では、公式LINEによる地産地消情報の発信を行ったほか、農家の説明を交えた野菜プランターのセット販売の場を提供し消費者と農業者との交流を図った。

#### 【課題】

- 農業体験への参加などを通じて、地域農業の意義や役割等に対する消費者の理解と併せ、地域農産物の消費が促進されていくことが必要である。

#### 【今年度の取組】

- 農業体験交流センターでの農業体験・講座においては、参加者のさらなる獲得や内容の充実などについて指定管理者と協議しながら、引き続き実施する。(①)
- 委託事業においては、公式LINEによる地域農産物の情報発信を継続するとともに、消費者と農業者との交流機会の提供に取り組む。(②)

### ➤ 農地、農村の維持

#### 【令和5年度の状況】

- 多面的機能支払交付金の交付により、法面の草刈や水路の泥上げなど地域での共同活動を支援した。

#### 【課題】

- 農業用施設の長期使用による劣化や農地を荒らす鳥獣の発生など地域農業を巡る環境が変化している中、農業や農村が持つ多面的機能を維持に向けて各地域で課題に沿った活動が行われていく必要がある。

#### 【今年度の取組】

- 多面的機能支払制度による支援を引き続き行う。また、取組組織に対し、制度の変更点の説明や他地域での取組事例の紹介を行い、農地や農業用施設の維持のほか、鳥獣被害対策など地域の課題に即した活動が取り入れられるよう推進していく。(①)

## 2 基本方針別の主な取組及び評価指標

### 3 農業の視点 持続可能な農業基盤の確立

#### 基本方針(1) 農業所得の向上

##### 【主要施策】

※園芸作物とは、野菜、果樹及び花きを含む作物の総称

項目	主な取組
<b>水田農業の高収益化、効率化</b> 水田農業の収益増加には、生産コストを下げる事が有効であるため、農地の集積・集約化や生産の効率化の取組を支援する。	①担い手への農地の集積、集約の推進 ②収益性の高い園芸作物※への転換、拡大の支援
<b>農産物の高付加価値化</b> 販売価格が農作物の生産コストに見合っていない状況を改善し、品質に合った価格決定力を持つよう、豊かな自然などの生産環境の見える化や活用により付加価値を高める取組への支援やプロモーション活動によるブランド力の向上に取り組む。	①情報発信、販売促進活動の実施 ②環境と調和した農業の推進 ③ふるさと納税を活用した情報発信 ④下田産米の高付加価値化、ブランド力の向上

##### 【評価指標】

主要施策	指標項目	策定時 (R4年度)	R5年度	目標値 (R11年度)
水田農業の高収益化、効率化	農業機械等導入補助金などの支援を受けた農業者の販売増加額	11,123万円	18,980万円	27,657万円
	担い手への農地の集積率	64.5%	64.9%	80%
農産物の高付加価値化	地域で取り組む「しただ米」の直接販売数量（単年度）	77.8トン	83.0トン	230.0トン

##### 【令和6年度の主な取組】

#### ➤ 水田農業の高収益化、効率化

##### 【令和5年度の状況】

- 経営の拡大を図る農業者に対し、農業用機械等の導入に対し補助した。〔交付件数 16経営体（水稲：10経営体、園芸：6経営体）〕
- 農地の集積・集約化を支援する農地中間管理機構関連事業によるほ場整備事業について、2地区で採択に向けた準備を進めた。（南五百川、新屋）

#### 【課題】

- 農業機械等導入補助金の利用者の中には、予定していた水田の貸借が実現せず、経営面積の拡大が計画どおりに進まないケースが存在する。
- 持続可能な農業経営を獲得していくためには、農地集積や組織化の取組がさらに行われていく必要がある。
- 農業収益の増加に向けて、コスト低減や規模拡大に加え、園芸作物を始めとする高収益作物への転換を促していく必要がある。

#### 【今年度の取組】

- 目指すべき将来の農地利用の姿などをまとめた「地域計画」を策定し、今後の定期的な計画の変更の実施を含めた推進体制について検討する。(①)
- 地域計画の策定を機とした農地の集積・集約化を促進するとともに、国県事業の活用と併せて、引き続き、経営の拡大を図る農業者に対し、農業用機械等の導入を支援する。(①)
- 耕作条件の改善と担い手への農地の集積等を進めるため、農地中間管理機構関連のほ場整備を推進する。(①、②)

### ➤ 農産物の高付加価値化

#### 【令和5年度の状況】

- しただ米市場拡大推進協議会において、国内外での販売促進活動を行うとともに、認証基準を設け、ブランド力向上に努めた。商談会 SHITADA RICE FAIR2023（イタリア国ミラノ市）、新潟館ネスパス出店（東京都）、認証基準等の説明会など

#### 【課題】

- 協議会参画者が消費者・実需者に直接販売する下田産米（「しただ米」）の数量を増やすためには、生産者に対し新たな販売手法に挑戦する機会となることを提案して参画者を増やすとともに、国内外での評価を獲得していく必要がある。

#### 【今年度の取組】

- **拡充** しただ米販路拡大推進協議会において、活動たよりの発行や経営体向けの説明会の開催により、協議会の取組に参画する経営体の増加を図る。また、海外では新たにフィンランドの開拓に取り組むほか、国内では首都圏等での販路促進活動を引き続き行う。(④)

## 2 基本方針別の主な取組及び評価指標

### 基本方針(2)

### 果樹農業の振興

#### 【主要施策】

項目	主な取組
<b>競争力のある果樹産地の育成</b> 人将来的な生産量の確保と産地としてのブランド力の向上に向け、関係機関や生産者と連携した育成事業を展開する。	①関係機関や生産者と連携した担い手の確保 ②プロモーション活動の実施 ③ふるさと納税を活用した情報発信

#### 【評価指標】

主要施策	指標項目	策定時 (R4年度)	R5年度	目標値 (R11年度)
競争力のある果樹産地の育成	果物を返礼品としたふるさと納税寄付額（単年度）	23,430万円	20,500万円	25,000万円

#### 【令和6年度の主な取組】

##### ➤ 競争力のある果樹産地の育成

##### 【令和5年度の状況】

- ・ 県外における当市果物のプロモーションを図るため、首都圏パティシエ（4社）を当市に招聘し果樹農家を紹介した上、同社店舗での創作スイーツの販売とSNSでの情報発信、販売と連動した市によるSNSプレゼントキャンペーンを実施した。
- ・ 果樹を返礼品としたふるさと納税の寄付額は、まれに見る高温・渇水被害によって農作物の収穫量が減少し、寄付の申込停止の対応をせざるを得なかったことなどから前年度より減少した。

##### 【課題】

- ・ パティシエとの連携事業について、首都圏において当市果物の認知を図っていくには、実施業者をさらに広めていく必要がある。
- ・ 人口減少による消費減少など国内果物市場の不安要素を踏まえ、海外市場に対するプロモーション活動も行っていく必要がある。
- ・ ふるさと納税に係る農産物の供給リスク軽減を図る必要がある。

##### 【今年度の取組】

- ・ 首都圏パティシエとの連携による事業を引き続き実施し、首都圏におけるプロモーションを図る。(②)
- ・ **新規** 海外での展示会出展を計画する地域の協議会の取組を支援する。(②)
- ・ ふるさと納税については、返礼品提供事業者の新規開拓による供給量確保に努める。(③)

## 2 基本方針別の主な取組及び評価指標

### 基本方針(3) 中山間地域農業の振興

#### 【主要施策】

項目	主な取組
<b>農地、農村の維持（再掲）</b> 適切に農業生産基盤を維持するとともに、農業が持つ多面的機能が発揮されるよう、農業用施設の長寿命化、質的向上を図る共同活動を支援し、地域農業への理解を促進する。	①農業生産基盤の維持等への支援 ②多面的機能を支える協働活動への支援 ③侵入防止、捕獲、共生環境整備等による総合的な有害鳥獣対策の推進

#### 【評価指標】

主要施策	指標項目	策定時 (R4年度)	R5年度	目標値 (R11年度)
農地、農村の維持	中山間地域等直接支払制度の対象農地面積	259ha	272ha	259ha

#### 【令和6年度の主な取組】

##### ➤ 農地、農村の維持（再掲）

###### 【令和5年度の状況】

- 20の集落協定に対し、中山間地域等直接支払交付金を交付した。
- 三条市鳥獣被害防止対策協議会による被害対策を実施し、電気柵設置の国の補助事業が不採択となった集落への独自支援を新設した。

※

###### 【課題】

- 高齢化や人口減少の中、中山間地農業が継続されるよう引き続き取り組む必要がある。
- 鳥獣対策において新設した独自支援（補助率1/3、上限20万円）の利用がなかったため、実施者の負担について再考する必要がある。

###### 【今年度の取組】

- 中山間地域等直接支払制度を利用する20の集落協定が話し合いで定めた将来像の指針（集落戦略）に基づく取組を支援し、地域農業の維持を図る。また、現在、当該制度の利用を検討している1組織について、申請に向けた相談等に対応していく。（①）
- 拡充** 鳥獣対策における独自支援の電気柵設置の補助率を1/2に拡充（上限20万円）し、サルやイノシシの被害防止を促進する。（③）

※国の補助事業は、中山間地域のみを対象とするものではなく、市内の各自治会で取組を行う場合に申請が可能（独自支援も同様）